集金代行　添付書類

〒810-0073
福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-11　富士ビル赤坂　10階
みらい保証株式会社　行

年　　月　　日

不動産会社様記入欄	契約番号	
	賃借人様	様
	物件名/号室	
	開始希望	２０　　年　　月分家賃～　※前月27日(土日祝日の場合は翌営業日)に当月分家賃が引き落とされます。

入金先口座	※「取扱基本契約書」に記載の基本口座以外の場合は下記ご記入ください。			
金融機関名	□銀行　□信金 □信組　□労金 □農協　□漁協	支店名	□本店 □支店 □営業所	
預金種目	□　普通　□　当座	口座番号(右詰め)		
口座名義(カナ)				

【重要】ご契約名義と口座名義人が異なる場合は、下記署名のうえ本書面を必ずご提出ください。

私（当社）は、次の各事項について、承諾いたします。
① 下記「個人情報の取得・管理・利用等に関する同意事項」及び「集金代行約款」
② 上記記載物件の賃貸借契約及び保証契約にかかる費用等について、預金口座からの口座振替を実施すること。

口座名義人署名欄	直筆署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。	印

「個人情報の取得・管理・利用等に関する同意条項」
第1条　個人情報の保護
当社は、個人情報保護の重要性を認識し、当社が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律及びその他法令を遵守し、お取扱いいたします。
第2条　当社の保有する個人情報
当社が、保証契約（以下「本契約」）に関して取得する個人情報は以下のとおりです。なお、以下は例示であり、情報の具体的内容によっては個人情報に該当しないものもございます。
①本契約の申込書類、本契約の契約書ならびに本契約に付随して当社に提出された書類に記載された氏名、住所、及び属性情報（変更後の情報を含む。）
②本契約の申込書類、本契約の契約書ならびに本契約に付随して当社に提出された書類に記載された賃貸物件の名称、所在地及び賃料等
③本契約に基づく賃料支払状況、賃貸借対象物件の利用状況、本契約に基づく取引履歴等の情報
第3条　個人情報の利用目的
当社が取得した個人情報について、次の利用目的のために利用いたします。
①本契約締結のための商談に際しての連絡のため　②本契約申込に際しての与信判断のため　③本契約締結後の与信情報の管理のため　④本契約の履行及びアフターサービスの提供のため　⑤本契約に基づく求償債権等の権利行使のため　⑥各種お問い合わせへの対応のため　⑦当社の提供するサービスの告知または提供のため　⑧サービスの利用を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため。
⑨その他上記業務に付随する業務を遂行するため
第4条　個人情報の開示・提供等
(1)当社は、利用目的の範囲内で個人情報の利用及び提供を行うものとし、利用目的以外の利用及び提供を行いません。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではございません。①法令に基づく場合　②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき　③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき　④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
(2)当社は、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合があります。その場合、当社は、取扱を委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要且つ適切な監督を行います。
第5条　保有個人情報に関する請求への対応
(1)当社が保有する個人情報につき、法令の定めに従い、当社所定の手続きにより開示するよう請求することができます。
(2)当社が保有する個人情報が不正確または誤りであることが判明した場合、当社は、法令の定め及び当社所定の手続きに従い、速やかに情報の訂正または削除を行います。
(3)当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、または不正に個人情報を取得したとの理由で、当該個人情報の利用の停止または消去を求められた場合、法令の定め及び当社所定の手続きに従い、速やかに利用を停止します。
(4)本条項に基づくご請求については、法令の定め及び当社所定の事由により、応じかねる場合もございます。
第6条　本条項不同意の場合の措置
本人が、本契約において必要な記載事項（申込書及び契約書表面で記載すべき事項）の記載を希望されない場合、及び本条項の全部または一部を承認できない場合には、当社は本契約締結を拒否することができるものとします。但し、第3条⑦に同意しない場合は、これを理由に当社が本契約を拒否することはありません。
第7条　個人情報の開示等の請求またはご意見の申出先
当社が保有している個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の禁止、利用目的の通知等を請求される場合には、第8条記載のお問い合わせ窓口までご連絡ください。
第8条　個人情報のお問い合わせ窓口
みらい保証株式会社　〒810-0073　福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目2番11号　電話番号：092-738-7701　ホームページアドレス：https://www.mirai-hosho.co.jp

「集金代行約款」
本条は、賃貸人(甲)と賃借人(乙)との間で締結する賃貸借契約（以下「原契約」）に基づく乙の甲に対する原契約債務の支払いについて、本契約書頭書記載の決済代行会社の集金代行システムを利用した保証会社の決済サービス（以下「集金代行サービス」）に関するものである。
(1)集金代行サービスを用いた乙による支払いは、乙（乙が支払いを委託したものを含む）の口座からの振替による方法（以下「口座振替」）またはクレジットカード払いによる方法（以下「クレジット決済」）とする。(2)乙は、集金代行サービスの利用を希望する場合は、本契約の締結を前提とし、諸手続きにより口座振替依頼またはクレジットカード登録を行うものとする。(3)集金代行サービスの利用にあたり、甲及び乙は、原契約債務の支払いについて、保証会社が決済代行会社に対して集金代行業務を委託することを了承するものとする。(4)原契約の定めにかかわらず、決済代行会社が乙から原契約債務を回収したときは、その回収時点で、乙から甲に対し原契約債務が支払われたものとみなす。(5)集金代行サービスの利用期間中は、原契約の定めにかかわらず原契約債務の乙の支払い期日は次のとおりとする。①口座振替の場合は、翌月分賃料等の支払日を毎月27日（休業日にあたる場合は翌営業日）とし、振替開始前または振替不能な場合は、当日中に保証会社に対して振込等により支払うものとする。②クレジット決済の場合は、翌月分賃料等の支払日を毎月15日とし、決済不能の場合は同月27日までに保証会社に対し振込等により支払うものとする。
(6)保証会社は、集金代行サービスの利用期間中は、前項の支払期日までの乙からの支払いの有無にかかわらず、甲に対し翌月分の原契約債務を毎月月末までに甲若しくは甲が委託した管理会社へ振込みにて支払うものとする。但し、原契約債務のうち、本契約5条に規定する保証会社が義務を負う保証債務の対象外の支払債務が含まれていたときは、乙からの支払いが完了するまで当該保証対象外の原契約債務の部分のみ甲への支払いを留保できるものとする。(7)口座振替による支払いの場合は、集金代行サービス利用料として、保証会社に対し月額500円（税別）を支払う。(8)本契約上の乙の保証会社に対する債務のうち本契約6条に規定する保証委託料が発生する場合は、集金代行サービスによる原契約債務の支払い時に合わせて保証会社は請求できるものとする。(9)本条5項で規定する支払期日までに支払われなかった場合は、9条の規定にかかわらず、本契約に基づく保証会社による保証債務の履行がなされたものとする。なお、その際は、乙及び連帯保証人(丙)は、保証会社に対し、保証債務履行額及びこれに対する本条5項の支払期限の翌日から支払済みまで年14.6%の割合に基づく遅延損害金、弁済に要した費用（弁済1回につき1,000円及び別途消費税の保証事務手数料）の全額を直ちに償還するものとする。(10)集金代行サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとする。①甲又は乙が所定の手続きを経て集金代行サービスの解約を申し出たとき。②本契約が終了したとき。③保証会社が集金代行サービスの解約を申し出たとき。(11)本契約に基づく保証会社の保証債務が存在しないにもかかわらず、本条10項①の手続きがなされず、集金代行サービスが終了しなかったことで保証会社が、甲に対して原契約債務を送金した場合は、次の各号の方法に従って対応する。①乙による支払いがなされた場合は、甲は、乙に対し、保証会社から送金を受けた金額を返金するものとする。②乙による支払いがなされていない場合は、甲は、保証会社に対し、保証会社から送金を受けた金額を返金するものとする。但し、返金にかかる振込手数料は、甲及び乙が連帯して負担するものとする。